

# 田原市移住支援金・地方就職学生支援金支給要綱

## 目次

### 第1章 総則(第1条—第4条)

### 第2章 支援事業

#### 第1節 移住支援事業(第5条—第14条)

#### 第2節 地方就職学生支援事業(第15条—第24条)

### 第3章 雑則(第25条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、田原市移住支援金（以下「移住支援金」という。）・田原市地方就職学生支援金（以下「地方就職支援金」という。）の支給に必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 これらの支援金はデジタル田園都市国家構想田原市総合戦略及び愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、田原市と愛知県が共同して行う愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領（平成31年4月1日施行）に規定する移住支援事業及び地方就職学生支援事業において、東京圏から本市に移住した者に対して、予算の範囲内で移住支援金及び地方就職支援金を支給することにより、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

#### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

ところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、愛知県が定める愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領第5の1(1)①(ア)aに規定する条件不利地域を除いた地域をいう。
- (2) 転入 新たに本市の区域内に住所を定めること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により市長に届け出た者に限る。)をいう。

(各事業の概要)

第4条 移住支援事業及び地方就職学生支援事業の概要は以下のとおりとする。

- (1) 移住支援事業 東京圏から本市に移住して就業又は起業等した者が、次条に掲げる移住支援金の要件を満たす場合に、愛知県と本市が共同して移住支援金を支給する。
- (2) 地方就職学生支援事業 東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学等の東京圏内のキャンパスに在学する学生で、卒業・修了後、田原市内に移住し愛知県内に就職する者に対して愛知県と本市が共同して地方就職支援金を支給する。

## 第2章 支援事業

### 第1節 移住支援事業

(支給対象者)

第5条 移住支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、第1号に掲げる要件に該当する者のうち、第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。なお、次条第2号に規定する2人以上の世帯に対する移住支援金にあつては、第2号から第5号までに掲げる要件のいずれか及び第6号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 移住等に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元（本市に住民票を移す前に住所を有していた市区町村をいう。以下同じ。）に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として前記（ア）及び（イ）に規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 本市への移住に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に転入した日から1年以内の間に第7条の規定による申請（以下この節において「申請」という。）をすること。

(イ) 申請をした日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第1号）及び愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）（以下これらを「暴力団排除条例」という。）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する者であること。
  - (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合を除く。
  - (エ) その他市長が不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件として次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める要件に該当すること。

ア 一般の場合

- (ア) 就業先の勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 本市に転入した日時点で満50歳以下であること。
- (ウ) 就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて支援制度の対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に就業していること。
- (オ) (ウ) に規定する求人が支援制度移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後に、当該求人に応募したこと。
- (カ) 就業先に、申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材（内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、転入した者をいう。）の場合、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 就業先の勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

- (ウ) 就業先に、申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
  - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
  - ウ 所属先企業において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業している（原則、恒常的に通勤しない）こと。（ただし、申請者が法人の代表者や個人事業主の場合、雇用保険被保険者でない者も支給対象とする。）
- (4) 起業に関する要件としてあいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領（平成31年4月1日施行）に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。
- (5) 関係人口に関する要件として次のアの要件のいずれかに該当し、かつイの要件のいずれかに該当すること。
- ア 対象者
    - (ア) 田原市に居住経験のある者。
    - (イ) 田原市内の高校を卒業している者。
    - (ウ) 田原市お試し移住補助金を活用したことがある者。
    - (エ) 移住イベント又は移住フェアに参加したことがある者。

(オ) 転入前3年の間にふるさと寄附金を寄附し、体験型返礼品を受けた者。

イ 就業（地域の担い手確保）

(ア) 農畜水産業に就業する者であって、就業先が田原市内であること。

(イ) 家業等へ就業する者であって、就業先が田原市内であること。

(ウ) 田原市内の事業所等で事業承継（第三者承継含む）する者。

(エ) 田原市内で創業する者であって、田原市の特定創業支援等事業を受けること。

(オ) 市長が認めた中小事業者（農業法人含む）へ週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する者であって、就業先が田原市内であること。

(6) 世帯に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。（世帯向けの金額を申請する場合のみ）。

ア 移住支援金の支給を希望する者（以下この節において「申請者」という。）及び申請者以外の者（以下これらを「申請者等」という。）が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者等が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請時において、申請者等全員の本市に住所を有する期間が本市に転入した日から1年以内の間であること。

エ 申請者等全員が暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（支給額）

第6条 移住支援金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の世帯構成に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、申請年度の4月1日時点の年齢が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算するものとする。

- (1) 単身者 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円

(申請)

第7条 申請者は、田原市移住支援金支給申請書（様式第1号。以下この節において「申請書」という。）及び添付資料（様式第1号別紙1）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 第5条各号に掲げる要件に該当することを証する書類
- (3) 就業先の就業証明書（様式2-1号、様式第2-2号又は様式第2-3号。第5条第2号又は第3号に該当する場合に限る。）

2 申請者は、前項に規定する申請書を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間に提出しなければならない。

- (1) 第5条第2号に該当する場合 転入日又は就業日のいずれか遅い日以後から転入後1年経過する日までの間
- (2) 第5条第3号に該当する場合 1年経過する日までの間
- (3) 第5条第4号に該当する場合であって、起業支援金の交付決定後、転入した場合 交付決定後1年経過する日までの間
- (4) 第5条第4号に該当する場合であって、転入後、起業支援金の交付決定を受けた場合 転入後1年経過する日までの間  
(支給決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、移住支援金の支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による決定が支給の場合は田原市移住支援金支給決定通知書（様式第3号）により、不支給の場合は田原市移住支援金不支給決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第9条 前条の規定により支給の決定を受けた者(以下この節において「受給者」という。)は、市長が別に指定する期日までに、田原市移住支援金請求書(様式第5号)を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、移住支援金を請求者に支給するものとする。

3 移住支援金は、受給申請者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給するものとする。

(申請の撤回)

第10条 申請者は、第7条第1項に規定する申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、田原市移住支援金支給申請撤回届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(支給決定通知書の再交付)

第11条 受給者は、移住支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により田原市移住支援金支給決定通知書の再交付を必要とするときは、田原市移住支援金支給決定通知書再交付申請書(様式第3-1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに田原市移住支援金支給決定通知書【再交付】(様式第3-2号)により、受給者に交付するものとする。

(住所等の変更に係る届出)

第12条 受給者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、第7条第1項に規定する申請書の記載内容の変更の有無を、速やかに田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書(受給者用)(様式第7号。以下「受給者届出書」という。)により市長に届け

出るものとする。

- 2 受給者は、前項の規定にかかわらず、第7条第1項に規定する申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、受給者届出書により市長に届け出るものとする。
- 3 受給者が就業する法人等（以下「就業先法人等」という。）は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、就業証明書の記載内容の変更の有無を、速やかに田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（就業先法人等用）（様式第8号。以下「法人等届出書」という。）により市長に届け出るものとする。
- 4 就業先法人等は、前項の規定にかかわらず、就業証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、法人等届出書により市長に届け出るものとする。

（返還）

第13条 市長は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、当該受給者に田原市移住支援金の全額または半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、支給決定額の全部を返還する。

- ア 虚偽の申請その他の不正な行為により田原市移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合
- イ 田原市移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合
- ウ 田原市移住支援金の申請日から1年以内に第5条第2号に規定する要件を満たさなくなった場合（第5条第2号に基づく受給者のみ）
- エ 創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を取り消された場合

(2) 田原市移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出したと

きは、支給決定額の半額を返還するものとする。

- 2 市長は、田原市移住支援金返還通知書（様式第9号）により受給者に請求するものとする。

（返還免除）

第14条 市長は、前条第1項本文の規定により田原市移住支援金を返還することとなった受給者の返還の要件に該当するに至った事由が同項ただし書に該当するときは、愛知県知事の同意を得た上で、前条に規定する額の返還を免除することができる。

- 2 前項の規定による返還の免除を希望する者は、第12条第1項に規定する届出書と合わせて田原市移住支援金返還免除申請書（様式第10号）及び返還免除の事由を証する書類を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、受給者から前項の規定による返還の免除申請があったときは、その内容を審査し、愛知県知事の同意を得た上で、返還免除の可否を決定するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による決定が承認の場合は田原市移住支援金返還免除承認通知書（様式第11号）により、不承認の場合は田原市移住支援金返還免除不承認通知書（様式第12号）により、受給者に通知するものとする。

## 第2節 地方就職学生支援事業

（支給対象者）

第15条 地方就職支援金の支給の対象となる者は第1号に掲げる要件に該当する者のうち、第2号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 移住等に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等

を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 本市への移住に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に上記内定企業に就職し、本市に転入する意思を有していること。

(ウ) 地方就職支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 本市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から1年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配

偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する者であること。

(ウ) その他愛知県知事又は市長が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業等に、前号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

イ 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在すること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

エ 暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。

オ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

カ 交通費の申請に当たっては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

キ 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

ク 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、移住先地域を中心とした勤務を基本とする者として採用される予定であること。

（支給額）

第16条 地方就職支援金の支給額は、交通費は最大12千円、移住に係る経費（以下「移転費」という。）は最大81.5千円とする。

（申請）

第17条 地方就職支援金の支給を希望する者（以下この節において「申請者」という。）は、田原市地方就職支援金支給申請書（様式第13号。以下この節において「申請書」という。）、添付資料（様式第13号 別紙1）、就業・内定証明書（様式第14号）、本人確認書類及び第15条の各号に掲げる要件を満たすことを証する書類を、卒業後に就職する企業の内定後から市長が別に指定する期限までに提出するものとする。

（支給決定等）

第18条 市長は、田原市地方就職支援金支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、地方就職支援金の支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による決定が支給の場合は田原市地方就職支援金支給決定通知書（様式第15-1号）、不支給の場合は田原市地方就職支援金不支給決定通知書（様式第15-2号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（請求及び支給）

第19条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下この節において「受給者」という。）は、市長が別に指定する期限までに、田原市地方就職支援金請求書（様式第16号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、地方就職支援金を請求者に支給するものとする。

3 地方就職支援金は、受給者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給するものとする。

4 地方就職支援金の支給回数は交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

（申請の撤回）

第20条 申請者は、田原市地方就職支援金支給申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、田原市地方就職支援金支給申請撤回届出書（様式

第17号)を市長に提出するものとする。

(支給決定通知書の再交付)

第21条 受給者は、地方就職支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、田原市地方就職支援金支給決定通知書再交付申請書(様式第15-3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに田原市地方就職支援金支給決定通知書【再交付】(様式第15-4号)により、受給者に交付するものとする。

(住居等の変更に係る届出)

第22条 受給者は、本市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日)から起算して1年を経過した時点において、申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに田原市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(様式第18-1号。以下この節において「受給者届出書」という。)により市長に届け出るものとする。

2 受給者は、前項の規定にかかわらず、田原市地方就職支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが明らかになったときは、遅滞なく、受給者届出書により市長に届け出るものとする。

3 就業先法人等は、受給者が就業開始日から起算して1年を経過した時点において、第17条に規定する就業・内定証明書に記載されている就業条件や勤務地(就業場所)等に係る変更の有無を、速やかに田原市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式第18-2号。以下この節において「法人等届出書」という。)により市長に届け出るものとする。

4 就業先法人等は、就業・内定証明書に記載されている就業条件や勤務地(就

業場所)等の変更が生じたとき又は変更となることが明らかになったときは、前項規定にかかわらず、遅滞なく、法人等届出書により市長に届け出るものとする。

(返還)

第23条 市長は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、当該受給者に地方就職支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、支給決定額の全部を返還する。

ア 虚偽の申請その他の不正な行為により支給決定を受けたことが明らかになった場合

イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に第15条第2号に規定する要件を満たす企業へ就業しなかった場合

ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合  
(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く)

エ 本市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日)から1年以内に本市から転出した場合

オ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞したとき  
(ただし、退職から3カ月以内に第15条第2号の要件を満たす愛知県内の別の企業に就業する場合は除く)

2 市長は、田原市地方就職支援金返還通知書(様式第19号)により受給者に請求するものとする。

(返還免除)

第24条 受給者は、返還の要件に該当するに至った事由が就業先法人等の倒産、災害、病気その他市長が認める事由であるときは、第22条第1項の規定する届出書と合わせて田原市地方就職支援金返還免除申請書（様式第20号）及び返還免除の事由を証する書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、受給者から前項の規定による返還の免除申請があったときは、その内容を審査し、愛知県知事の同意を得た上で、返還免除の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定が承認の場合は田原市地方就職支援金返還免除承認通知書（様式第21-1号）により、不承認の場合は田原市地方就職支援金返還免除不承認通知書（様式第21-2号）により、受給者に通知するものとする。

### 第3章 雑 則

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金及び地方就職支援金の給付に関し必要な事項は、愛知県と協議し市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、令和6年4月1日以降の転入者について適用する。

3 令和6年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、令和7年4月1日以降の転入者について適用する。ただし、地方就職学生支援事業については、令和7年3月31日までの転入者についても適用する。

3 移住支援事業における令和7年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、令和8年4月1日以降の転入者について適用する。ただし、地方就職学生支援事業については、令和8年3月31日までの転入者についても適用する。

3 移住支援事業における令和8年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。